平成２２年（フ）第３０２号
新潟県五泉市三本木２丁目２番40号
債務者　加藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１７号
新潟市西蒲区巻甲483番地11
債務者　長谷川裕介
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４８号
新潟県五泉市村松甲6388番地６
債務者　五十嵐とも子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５８号
新潟市西区山田733番地28、前住所新潟市西区立仏361番地３
債務者　大谷惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町14番11号　サンハイム紅葉101、前住所静岡県熱海市西熱海町２丁目１番36号　牧野方
債務者　砂山　勝彦
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
静岡県御殿場市大坂333番地　大坂団地17号
債務者　清水テレザこと　ＡＰＡＲＥＣＩＤＡ　ＴＥＲＥＳＡ　ＳＨＩＭＩＺＵ（アパレシダ　テレザ　シミズ）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７８３号
京都市西京区嵐山中尾下町12番地１　嵐山レックスマンション207号
債務者　平川まどか（旧姓折井）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７７号
京都市山科区音羽草田町28番地６
債務者　谷口　英里
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
京都市伏見区新町９丁目399番地
債務者　橋爪　友美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
川崎市宮前区宮崎175番地97
債務者　古木　綾子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
川崎市宮前区東有馬３丁目20番６号　アイリーライフ103
債務者　阪田　淳二
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
川崎市多摩区長沢１丁目33番８―206号
債務者　新井　英嗣
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１５号
川崎市麻生区東百合丘２丁目32番13号
債務者　新井　朋代
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
川崎市中原区木月大町９番16号　ヒルトップ元住吉102、前住所川崎市高津区下野毛１丁目12番28―204号　レオパレスエテルノセラ下野毛
債務者　五十畑　聡
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
川崎市川崎区京町２丁目14番１号
債務者　和田　允人
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
川崎市多摩区東生田３丁目７番12号　グリーンヒルズ203
債務者　濱口　　歩
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係